

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社 藤武建設	代表者名	山口 省三
主たる営業所の所在地	佐賀県杵島郡白石町坂田 1069-3		
許可番号	佐賀県知事許可 (般-24) 第 7236 号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、石、管、鋼、 舗、しゅ、水

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 10 月 4 日	処分を行った者	佐賀県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項		
処分の内容（指示処分）			
<p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員（非常勤を含む。）に速やかに周知すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関連法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を策定し、役職員（非常勤を含む。）等に対して継続的に必要な研修を行うこと。</p> <p>(3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行い、再発防止措置を講ずること。</p> <p>2 前項各号に基づいて講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）について、速やかに文書をもって報告すること。</p>			
処分の原因となった事実			
<p>有限会社藤武建設は、経營業務の管理責任者を兼ねる取締役が辞任したにも関わらず、建設業法第 11 条第 5 項に定める届出をしていなかった。</p> <p>また、一部の建設業（石工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事）について、同法第 7 条第 1 号に掲げる基準を満たす者が一定期間不在のまま建設業を営んでいた。</p> <p>このことは、同法第 7 条第 1 号及び同法第 11 条第 5 項の規定に違反し、同法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項			